

【公告】 会員権停止

大阪市西区靱本町一丁目一七
株式会社パシフィック・パートナーズ
代表取締役 正木 邦雄

右の者は、自ら買主となる区分所有建物
売買契約において、取引に係る対価の支
払いの不当な遅延が発覚し、本会の名誉
を毀損し信用を失墜した理由により、本
会定款第一〇条並びに同定款施行規則第
一五条第一項及び同第二項第四号の規定
に基づき、令和六年二月八日から三か月
間会員権を停止する。

令和六年一月三十一日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 高 村 永 振
綱紀自主規制委員会
委 員 長 濱 西 孝 士